日本赤十字社の献血者事故救済制度の現状について

1. 日本赤十字社の献血者事故見舞金贈呈制度導入の経緯等について

- (1) 昭和 43 年 11 月、日本赤十字社災害等資金規程の改正で「奉仕者が奉仕活動に従事したため事故にあった場合の見舞金」と並び、献血においても「献血者が事故にあった場合の見舞金」が支出できるようになった。これを受け、翌 44 年4月に、事故にあった献血者の善意に報いるため「献血者事故見舞金贈呈内規」を制定し、円滑な血液事業の運営を図ることとなった。
- (2) 献血者が献血に際し事故にあった場合、各血液センターにおいて速やかに 適切な措置を取り得るよう見舞金贈呈の内規を定め、併せて血液センター の財政負担の軽減を図るため、本社交付金の制度を設けた。
- (3) 献血事故に関する問題解決の様態如何によって、見舞金は賠償金としての意味を持つ場合もある。

なお、献血者事故見舞金贈呈の性格については、事故にあわれた献血者の善意に報いるための補償・救済的要素と医師賠償責任保険の適用による示談額が保険給付額を上回った場合の二次的な補償を行なうための補完的な要素の 2 つを含むと解される。

2. 医師賠償責任保険導入の経緯等について

- (1) 医師賠償責任保険と献血者事故見舞金との関連
 - ①昭和44年4月に制定された「献血者事故見舞金贈呈内規」を補完し、より専門的な立場から、迅速に事故の解決を図ることを目的に、昭和44年12月より医師賠償責任保険に付保した。
 - ②採血による副作用事故が発生し、見舞金等の支給の必要が生じた場合には、第一次的に医師賠償責任保険を保険会社に請求。なお、保険会社の認定金額が被害者との示談額を下回る場合、或いは保険の適用がされない場合などについては第二次的に献血者事故見舞金を適用するものである。(昭和46年11月22日付血経第220号血液事業部長通知)

(2) 保険対象となる事故

- ①採血行為上の事故(医師特別約款) 採血行為が原因で献血者が死亡したり、後遺障害が発生したり、身体 の具合が悪くなった場合、保険金支払いの対象となる。
- ②施設の使用・管理上の事故(医療施設特別約款) 採血行為以外の施設の使用・管理上の事故を原因として献血者を死傷 させたり、財物を損壊した場合、保険金支払いの対象となる。

3. 医師賠償責任保険の適用となるべき事例に見舞金等で補償が行われている場合について

献血による健康被害の症状が短期間で回復した場合や少額な医療費、交通費などで治療が終了した場合等に、保険会社に申請せず、自己負担をしている血液センターがある。

4. 医師賠償責任保険の適用事例に、付加的に見舞金等の補償が行われている場合について

献血事故が重篤な事例や発生から終了までの期間が長期化する事例等において、保険会社の認定金額が実際の示談額を下回る場合、献血者事故見舞金贈呈内規に基づき、被害者に対し補償の意味を込め、見舞金を支給することとしている。

5. 各センターの提供する医療費等の補償と本社見舞金を適用する場合の違いについて

血液センターが医療費等を補償する場合は、献血者事故見舞金贈呈内規に基づく当該血液センター所長の判断よるものである。本社見舞金(交付金)を適用する場合は申請に基づき、血液センターが支出する見舞金が7万円以上の場合で、支出する額の 100 分の 90 に相当する見舞金を当該血液センターに支払うものである。なお、見舞金の額が7万円以上であっても申請を行なわないセンターもある。

6. 新たな献血者救済制度ができるまでの対応について

献血に伴う事故が発生した場合の医療費や見舞金などがセンターの独自の判断で行なわれている場合があり、不統一であるので、昭和 46 年 11 月 22 日付血経第 220 号血液事業部長通知に基づき、献血事故により見舞金等の支給の必要が生じた場合には、第一次的に医師賠償責任保険の適用し、第二次的に献血者事故見舞金贈呈内規を適用する旨を再度通知し、各センターが統一した献血者救済を行なうよう周知徹底を図る予定である。

以上

制度通称	趣旨	給付の内容	給付対象者		
	献血行為に際して発生した被害	(1) 損害賠償金 傷害・・・治療費、入院費、慰謝料、休業補償 等 後遺障害・・・遺失利益、慰謝料 等 死亡・・・葬儀費、遺失利益、慰謝料 等			
	に対する救済。日本赤十字社が 負担する法律上の損害賠償責任 を担保するもの。	(2) 争訟費用 弁護士費用、訴訟、仲裁、調停、和解に要する費用 (3) 被害者に対する応急手当や緊急措置に要する費用	全ての献血被害者		

医師賠償責任保険の内容について(概要)

1. 本保険の内容

本保険は、日本赤十字社血液センターを被保険者とした賠償責任保険です。事故の種類により2種類の保険約款で対応します。

①医療上の事故(医師特別約款)

日本国内で行った採血その他の医療行為によって献血者の身体に障害を与え、保険期間中に発見された献血副作用事故について、法律上支払わなければならない賠償金を補償限度額の範囲内で支払うものです。

②建物・設備の使用管理上等による事故(医療施設特別約款)

血液センター・ルームが所有・使用もしくは管理する施設の欠陥を原因とする事故、施設の内外で行われる仕事の遂行に起因して事故が保険期間中に発生した場合において、法律上支払わなければならない賠償金を保証限度額の範囲内で支払うものです。

2. 支払われる保険金の種類(2約款共通)

(1)損害賠償金

傷害の場合 治療費、入院費、慰謝料、休業補償 等

後遺障害の場合 遺失利益、慰謝料 等

死亡の場合 葬儀費、遺失利益、慰謝料 等

(2)争訟費用

弁護士費用、訴訟・仲裁・調停・和解に要する費用 等

(3)被害者に対する応急手当や緊急措置に要する費用

3. 被保険者

日本赤十字社の全ての血液センター(献血ルーム、移動献血車等を含む)



MILLEA GROUP

賠償責任保険(専門職業用)

の約款

普通保険約款、特別約款、特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の**賠償責任保険**をご契約いただきありがとうございました。 厚くお礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、**賠償責任保険(専門職業容)の約款**とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、**東京海上日動の保険**をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店・扱者または弊社社員に お申し付けください。



東京海上日動

RW

4. 賠償責任保険普通保険約款

(責任の範囲)

第1条 当会社は、被保険者が、他人の身体の障害 (障害に起因する死亡を含みます。)または財物の 滅失、き損もしくは汚損(以下「損壊」といいます。) について法律上の損害賠償責任を負担することに一 よって被る損害をてん補します。

(損害の範囲および責任の限度)

- 第2条 当会社がてん補すべき損害は、被保険者の 被害者に対する賠償債務の弁済としての支出(弁事 済によって代位取得するものがあるときはその価値 額を控除したもの)および第12条(費用の支払)に_ 規定する費用に限るものとします。
- 2. 当会社がてん補すべき金額は、第12条(費用の支 払)第2項および第3項の費用を除き、保険証券に一 記載されたてん補限度額を限度とします。
- 3. 当会社は、1回の事故について、第12条(費用の 🖹 支払)第2項および第3項の費用を除き、損害の額 が保険証券に記載された免責金額を超過する場合 に限り、その超過額のみをてん補します。

(責任の始期および終期)

- 第3条 保険期間は、その初日の午後4時(保険証券 ... にこれと異なる時刻が記載されているときは、そ の時刻)に始まり、末日の午後4時に終ります。
- 2. 当会社は、保険期間が始まった後であっても、 当会社所定の保険料領収前に生じた保険事故につ いては、損害をてん補しません。

(告知義務)

- 第4条 当会社は、保険契約締結の当時、保険契約 者、被保険者またはこれらの者の代理人が、故意。 または重大な過失によって、保険契約申込書の記 載事項中重要な事項について当会社に知っている。 事実を告げず、または不実のことを告げたときは、 保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する 書面による通知をもって、この保険契約を解除する ることができます。
- 2. 前項の規定は、次の場合には適用しません。
 - (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実の ことがなくなった場合
 - (2) 当会社が、保険契約締結の当時、前項の告げ なかった事実もしくは告げた不実のことを知り、 または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代 理人が、保険事故が生じる前に、保険契約申込 書の記載事項中重要な事項につき、書面をもっ て更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承 認した場合。当会社は、更正の申し出を受けた 場合において、保険契約締結の当時、保険契約 者、被保険者またはこれらの者の代理人が更正 すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契 約を締結していたと認めるときに限り、これを 承認するものとします。
 - (4) 当会社が前項の告げなかった事実または告げ た不実のことを知った日から保険契約を解除し ないで30日を経過した場合

の普通保険約款は、すべ ての契約に適用されます。 3. 保険事故が生じた後に第1項の解除が行われた

場合でも、当会社は、損害をてん補しません。も し、すでに損害をてん種していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規 定は、第19条(保険契約解除の効力)の規定とはか かわりありません。

(免 責)

- 第5条 当会社は、直接であると間接であるとを問 わず、次の事由によって生じる損害をてん補しま
 - (1) 保険契約者、被保険者の故意
 - (2) 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴 動、そうじょう、労働争議
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災

(免 賣)

- 第6条 当会社は、特約を付帯した場合を除き、直 接であると間接であるとを問わず、被保険者が次 の賠償責任を負担することによって被る損害をて ん補しません。
 - (1) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特 別の約定がある場合において、その約定によっ て加重された賠償責任
 - (2) 被保険者が所有、使用または管理する財物の 損壊について、その財物に対し正当な権利を有 する者に対して負担する賠償責任
 - (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - (4) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事 中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - (5) 排水または排気(煙を含みます。)に起因する 賠償責任

(調査)

- 第7条 被保険者は、常に保険事故の発生を予防す るために必要な措置を講ずるものとします。
- 2. 当会社は、保険期間中いつでも前項の予防措置 の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険 者に請求することができます。

(変更の通知)

- 第8条 保険契約締結後、保険契約申込書または保 険証券に記載された事項に変更が生じたとき(こ の保険契約と重複する保険契約(名称のいかんを 問いません。以下同様とします。)の締結を除きま す。)は、保険契約者または被保険者は、変更の事 実の発生がその責めに帰すべき事由によるときは あらかじめ、責めに帰すことのできない事由によ るときはその発生を知った後、遅滞なく、書面で その旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏 書を請求しなければなりません。ただし、その変 更の事実がなくなった後はこの限りでありません。
- 2. 前項の手続を怠った場合には、当会社は、前項 の変更の事実が発生した時または保険契約者もし くは被保険者がその発生を知った時から、当会社 が前項の承認裏書請求書を受領するまでの間に生 じた保険事故については、損害をてん補しません。 ただし、変更の事実が発生した場合において、変

更後の保険料が変更前の保険料より高くならないと当会社が認めた場合はこの限りでありません。

(重複保険の通知)

- 第9条 保険契約締結後、この保険契約と重複する 保険契約が締結されたときは、保険契約を重複たときは、保険契約が締結されたときは、保険契約を重複に帰 被保険者は、重複する保険契約の締結がるできるに帰すことのできない事由によるときはあらかにの 帰すことのできなと書面できるにの 事実を知った後、遅滞なく、書面で書きませい はなりません。ただし、重複する保険契約がなくなった後はこの限りでありません。
- 2. 前項の手続を怠った場合には、当会社は、重複する保険契約が締結された時または保険契約者もしくは被保険者がその締結の事実を知った時から、当会社が前項の承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、損害をてん補しません。

(事故の発生)

- 第10条 保険事故または保険事故の原因となるべき 偶然な事故(本条において以下「事故」といいま す。)が発生したことを知ったときは、保険契約者 または被保険者は、次の事項を履行しなければな りません。
 - (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面で当会社に通知すること
 - (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること、その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること
- (3) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置については、この限りでありません。
- (4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするときまたは提起されたときは、直ちに当会社に通知すること
- 2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前項第1号または第4号の義務に違反したときは、当会社は、損害をてん補しません。
- 3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1項第2号の義務に違反したときは、当会社は、防止軽減することができたと認められる損害の額を控除しててん補額を決定します。
- 4. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1項第3号の義務に違反したときは、当会社は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額を控除しててん補額を決定します。

(保険事故処理の特則)

第11条 当会社は、必要と認めたときば、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂

行について当会社に協力しなければなりません。

2. 被保険者は、正当な理由がなくて前項の協力に 応じないときは、当会社は、損害をでえ補しませ ん。

徳震の辞異類素

(費用の支払)

第12条 当会社は、保険契約者または被保険者が支 ・ 出した次の費用を支払います。 ・ 第293年

- (I) 第10条(事故の発生)第1項第2号の場合に要 した必要または有益な費用
 - (2) 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害あ防止軽減のために必要または有益と認められた手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したものおよび支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの
- 2. 当会社は、損害賠償責任に関する争訟につき、 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出し た費用の全額を支払います。ただし、本条に規定 する費用を除く損害の額が保険証券に記載された てん補限度額を超えるときは、当会社は、てん補 限度額の前記損害額に対する割合によってこれを 支払います。
- 3. 当会社は、前条第1項の規定により、被保険者 が当会社の要求に従い、協力するために直接要し た費用の全額を支払います。

(保険料の精算)

- 第13条 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- 2. 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1 年間を限り、いつでも保険料を算出するために必 要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲 覧することができます。
- 3.前2項の資料に基づいて算出された保険料(当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料)とすでに領収した保険料との間に過不足があるときは、当会社は、その差額を追復し、または返還します。
- 4. この約款において賃金、入場者、領収金、売上 高とは、それぞれ次の各号に定めるところにより ます。
 - (1) 賃 金 保険証券記載の業務に従事する被保 険者の使用人に対して、保険期間中における労 働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総 額をいい、その名称のいかんを問いません。
- (2) 入場者 保険期間中に、有料、無料を問わず 保険証券記載の施設に入場を許された総人員を いいます。ただし、被保険者と同居する親族お よび被保険者の業務に従事する使用人を除きま す。
- (3) 領収金 保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額

をいいます。

(4) 売上高 保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

(保険契約の無効)

- 第14条 保険契約締結の当時、次の事実があったと きは、この保険契約は無効とします。
 - (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったと
 - (2) 保険契約者または被保険者が、当会社の負担 する保険事故がすでに生じ、またはその原因が 発生していたことを知っていたとき
 - (3) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者またはその代理人が、その旨を保険契約申込書に記載しなかったとき

(保険契約の解除)

- 第15条 次の場合には、当会社は、保険証券記載の 保険契約者の住所にあてて発する書面による通知 をもって、この保険契約を解除することができま す。
 - (1) 被保険者が、正当な理由がなくて第7条(調査)第2項の請求に応じないとき
 - (2) 第8条(変更の通知)第1項の通知があった場合において危険が著しく増大したと当会社が認めたとき
 - (3) 第9条(重複保険の通知)第1項の通知があったとき
 - (4) 保険金請求に関し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人に詐欺の行為があったとき
- 2. 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3. 第1項第2号または第3号に基づく当会社の解除権は、その通知を受領した日から30日以内に行使しなければ消滅します。

(保険料の追徴または返還ー告知・通知事項の承認の 場合)

- 第16条 第4条(告知義務)第2項第3号または第8 条(変更の通知)第1項の承認をする場合において、 保険料を変更する必要があるときは、当会社は、 その定めるところに従い、保険料を返還し、また は追加保険料を請求することができます。
- 2. 前項の規定により保険料が追徴となる場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故については、損害をてん補しません。

(保険料の返還-契約の無効・失効の場合)

- 第17条 当会社は、保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によるこの保険契約の無効または失効の場合には、保険料を返還しません。
- 2. 当会社は、保険契約者、被保険者およびこれら の者の代理人の故意または重大な過失によらない この保険契約の無効の場合には保険料の全額を、

- 失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計 算した保険料を保険契約者に返還します。
- 3. 前項の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって 定められた保険契約が、保険契約者。被保険者およびこれらの者の代理人の故意または重大な過失 によらずに失効した場合には、第13条、保険料の精算)第3項の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(保険料の返還ー契約解除の場合)

- 第18条 第4条(告知義務)第1項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、保険料を返還しません。
- 2. 第15条(保険契約の解除)第1項の規定により、 当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社 は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険 料を保険契約者に返還します。ただし、既経過期 間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返 還しません。
- 3. 第15条(保険契約の解除)第2項の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときは、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を控除して、その残額を保険契約者に返還します。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しません。
- 4. 前2項の規定にかかわらず、当会社または保険契約者が、第15条(保険契約の解除)の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除したときは、第13条(保険料の精算)第3項の規定によって保険料を精算します。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しません。

(保険契約解除の効力)

第19条 保険契約の解除は、将来に向かってのみそ の効力を生じます。

(保険金の請求)

- 第20条 被保険者がこの保険契約によって損害のて ん補を受けようとするときは、損害が確定した日 から30日以内または当会社が書面で承認した猶予 期間内に、保険金請求書およびその損害を証明す る書類を保険証券に添えて、当会社に提出しなけ ればなりません。
- 2. 被保険者は、前項の書類のほか、当会社が損害 査定のために必要と認める書類の提出を求めたと きは、これに応じなければなりません。
- 3. 前2項の書類中に、故意に不実の記載をし、もしくは事実を隠したとき、または前2項の義務に違反したときは、当会社は、損害をてん補しません。

(保険金の支払)

第21条 当会社は、前条の請求を受けた日から30日 以内に保険金を支払います。ただし、当会社がこ の期間内に必要な調査を終了することができない ときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支 払います。

(保険金の分担)

第22条 この保険契約と重複する保険契約が他にある場合において、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算定したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合によって損害をてん補します。

(仲 裁)

- 第23条 当会社のてん補すべき金額の決定について、 当会社と被保険者との間に争いを生じたときは、 その争いは、当事者双方が書面によって選定する 各1名ずつの評価人の判断に任せます。まし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価 人が選定する1名の裁定人が、これを裁定するも のとします。
- 2. 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を

含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に 対する報酬を含みます。)については、半額ずつ負 担するものとします。

(代位)

第24条 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合に、当会社がその損害をてん補したときは、当会社は、そのでん強した金額を限度として、かつ、被保険者の権利を書きない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

②2. 保険契約者または被保険者は、保険金を領収したときは、前項の権利を行使するために必要な一当の書類を、遅滞なく、当会社に提出しなければまなりません。

李(準 拠 法) - 387 + 88 社会報告上述

第25条。この保険約款に規定のない事項については、 日本国の法令によります。

毛生 直接

a dramatic

は容易し考も

別表	
短期料率表	

			4.4				-		-		·		- Type , rese and the first	
	既経過期間	7 まで	15 日 ま で	1か月 ま で		L					8か月 ま で	gか月 ま で		年で
٠	短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90% 25% 100%	6

7

*

(数) . 漢 :

〈ご説明〉

(3) 医師特別約款

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「92」、名称「医師」または「イシ」と表示されているときに適用されます。

(当会社のてん補責任)

第1条 当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(責任の範囲)の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療業務(以下「業務」といいます。)を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人(当該医療行為の対象者となる者をいいます。)の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生したこと(以下「事故」といいます。)につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)をてん補します。

(保険期間と保険責任との関係)

- 第2条 当会社は、普通保険約款第3条(責任の始期および終期)に掲げる保険期間中に、事故が発見された場合に限り、損害をてん補します。
- 2. 前項に規定する「発見」は、被保険者が事故を最初に認識したとき(認識し得たときを含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき(提起されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識し得たときを含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。
- 3. 同一の原因または事由に起因するすべての事故は、発生した時もしくは場所、発見された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず「1回の事故」とみなします。なお、上記の事故は、最初に発見されたときにすべて発見されたものとみなします。

(免 責)

- 第3条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第5条(免責)および第6条(免責)各 号に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。
 - (1) 被保険者が業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、自動車、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - (2) 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
 - (3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
 - (4) 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
 - (5) 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。但し、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任は除きます。

(供託金の貸付け等)

- 第4条 当会社は、当会社が被保険者に対しててん補責任を負う限度において、上訴のときの仮執行を免れるため被保険者が供託した供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。ただし、保険証券記載のてん補限度額(同一事故につき既に当会社が支払った保険金がある場合は、その全額を差し引いた額)を限度とします。
- 2. 前項により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(利息を含みます。以下この条において、同様とします。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- 3. 第1項の貸付けが行われている間においては、保険証券記載のてん補限度額は、その貸付金をすでに支払った保険金とみなして適用します。
- 4. 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、同項の貸付金(利息を含みます。)が保険金として支払われたものとみなします。

(事故の発見)

- 第5条 保険契約者または被保険者は、事故を発見したときは、普通保険約款第10条(事故の発生)第1項 第1号に掲げる事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく書面で当会社に通知しなければなりません。 (代 位)
- 第6条 当会社は、普通保険約款第24条(代位)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意による事故についてはこの限りでありません。

(読み替え規定)

- 第7条 この特別約款においては、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。
 - (1) 第3条(責任の始期および終期)第2項の規定中「保険料領収前に生じた保険事故」とあるのは「保険料領収前に発見された事故」
 - (2) 第4条(告知義務)第2項第3号の規定中「保険事故が生じる前に」とあるのは「事故が発見される前に」
 - (3) 第4条(告知義務)第3項の規定中「保険事故が生じた後に」とあるのは「事故が発見された後に」

- (4) 第8条(変更の通知)第2項および第9条(重複保険の通知)第2項の規定中「承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた保険事故」とあるのは「承認裏書請求書を受領するまでの間に発見された事故」
- (5) 第16条(保険料の追徴または返還ー告知・通知事項の承認の場合)第2項の規定中「追加保険料領収前に生じた保険事故」とあるのは「追加保険料領収前に発見された事故」
- (6) 第18条(保険料の返還-契約解除の場合)第2項から第4項までの規定中「既経過期間中に保険事故が発生していたときは」とあるのは「既経過期間中に事故が発見されていたときは」

(普通保険約款との関係)

第8条 この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しない限り、普通保険約款の規定 を適用します。

〈ご説明〉

(4) 医療施設特別約款

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「93」、名称「医療施設」または「イリョウシモツ」と表示されているときに適用されます。

(当会社のてん補責任)

- 第1条 当会社がてん補すべき賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(責任の範囲)の損害は、保険期間中に生じた次に掲げる損害に限ります。
 - (1) 被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の医療施設(設備を含みます。以下「医療施設」 といいます。)または医療施設の用法に伴う保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の遂行に起 因する損害
 - (2) 被保険者の占有を離れた飲食物その他の保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)に起因する損害

(免 費)

- 第2条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第5条(免責)および第6条(免責) に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。
 - (1) 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する賠償責任
 - (2) 医療施設の新築、改築、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
 - (3) 航空機、自動車または医療施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。) もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - (4) 屋根、樋、扉、戸、窓または通風筒から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
 - (5) 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
 - (6) 昇降機の所有、使用もしくは管理について、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
 - (7) 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任

(免責規定の排除)

第3条 当会社は、普通保険約款第6条(免責)第2号の規定は、昇降機に積載した他人の財物については 適用しません。

(普通保険約款との関係)

第4条 この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しない限り、普通保険約款の規定 を適用します。